

島根大学職員組合において加入できない者の範囲について（申し合わせ）

令和6年12月5日 中央執行委員会決定

島根大学職員組合同規約第2条第1項にある「管理的地位にある者，監督的地位にある職員，その他使用者の利益を代表する者は加入できない。」の範囲については，以下の役職者を対象範囲とする。

- 一 学長
- 二 理事
- 三 監事
- 四 本部長及び機構長である副学長
- 五 学部長
- 六 事務系職員にあつては課長以上
- 七 その他職員組合中央執行委員会が決定した役職